

## 第1 当審査会の結論

患者相談室記録票（令和5年6月27日作成、令和6年5月24日追記。以下「本件記録票」という。）に記録された保有個人情報の訂正請求（令和6年7月23日付け。以下「本件訂正請求」という。）につき、岐阜市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報の訂正をしない旨の決定（令和6年8月9日付け岐阜市病医第146号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

## 第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求の趣旨及びその理由の要旨は、審査請求書によれば、次のとおりである。

### 1 審査請求の趣旨

審査請求人が行った本件訂正請求に対する実施機関による本件処分を取り消すとの裁決を求める。

### 2 審査請求の理由の要旨

実施機関は、訂正しない理由を関係職員に対するヒアリング調査の結果及び発言を裏付ける資料も確認できないためとしている。

しかしながら、これは一方的な理由であり、逆に関係職員がセカンドオピニオン外来を受ける助言をした裏付けとなる資料はあるのか、また、セカンドオピニオンを受ける方法についての相談に出向いており、本当に助言されたとした場合、それを行うことをとどまった事は合理性に欠ける。

## 第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明及びその理由の要旨は、弁明書によれば、次のとおりである。

### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

### 2 弁明の理由の要旨

#### (1) 法令等の定め

ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）では、何人も、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができるとされ（第90条第1項本文）、行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないとされている（第92条）。

イ 個人情報保護委員会事務局が、地方公共団体に対する技術的な助言として、法の適正かつ円滑な運用を図るとともに、統一的な運用を確保するため、行政機関等の職員の事務処理の手順やその際に参考とな

る事項を整理した「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（令和4年2月）」では、行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかなでない場合には、訂正決定を行うことができず、不訂正の決定を行うこととされている（Ⅳ－6－2－3(1)③）。

(2) 本件処分について

ア 本件記録票に記録された「セカンドオピニオン外来を受けてもいいのではないかと助言する。」との保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）は、対応した相談員（以下「本件相談員」という。）の発言ではあるものの、審査請求人本人の医療や診療に関する保有個人情報である。

イ 本件訂正請求は、本件保有個人情報の内容が事実ではなく、審査請求人が受けたという「もう少し様子をみたらどうでしょう」という助言を行った。」との記載に訂正するよう求めるものである。

ウ 実施機関は、本件訂正請求を受けて、令和6年7月29日に本件相談員にヒアリングを行った。

本件相談員からは、「審査請求人から、令和4年の秋に〇〇〇との話を受けたが、相談は令和5年6月であり、今も〇〇〇なことがあれば担当医に相談してセカンドオピニオン外来を受けてもいいのではないかと助言した。もしかしたらその際に、（それほど症状があるようには見受けられなかった）審査請求人の現状を踏まえ、もう少し様子をみてもいいかもしれないと話したかもしれないが、記憶はない。仮にそうであっても、セカンドオピニオンを受けることを否定するものではない」旨を聞き取っている。

エ この点、岐阜市民病院では、患者相談室記録票は、次の患者がいなければ、患者からの相談後、速やかに作成することを原則としている。

本件相談員からは、同ヒアリングにおいて、「この日の午前には他の相談患者がいなかったため、相談後すぐに本件記録票を作成した」ことを聞き取っており、本件記録票には、実際にあった助言が記録されていると考えるのが自然である。

オ 加えて、審査請求人からは、本件相談員が「もう少し様子をみたらどうでしょう」と助言したことを示す客観的な証拠は提示されていない。

カ このように、本件保有個人情報の内容は事実であると考えられるものの、それが事実であると断定するまでの証拠は存在せず、また、本件相談員が「もう少し様子をみたらどうでしょう」という助言を行った」ことが事実であることも確認できない以上、少なくとも「本件訂正請求に理由があるかどうか明らかなでない場合」に該当するものとして、本件保有個人情報の訂正をしないことを決定したものである。

キ したがって、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求に

理由がないため、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 当審査会の判断

##### 1 法の定め

- (1) 法第90条第1項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報（略）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。」と定め、訂正請求の対象となる情報として「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」（同条項第1号）を定めている。
- (2) また、法第92条は、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と定めている。

##### 2 本件処分について

###### (1) 訂正請求対象情報の該当性について

本件訂正請求の対象とされている保有個人情報は、審査請求人が法に基づいて保有個人情報の開示請求を行い、これに対し、実施機関が開示決定を行って取得した自己を本人とする保有個人情報であるから、法第90条第1項第1号に該当すると認められる。

また、本件保有個人情報は相談内容に対してどのような対応をしたかを記載した情報であり、これは訂正請求の対象となる法第90条第1項の「事実」に該当すると認められる。

###### (2) 訂正の要否について

訂正請求の請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等の、訂正請求を受けた実施機関が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても当該請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法第92条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

これを本件についてみるに、審査請求人が訂正すべきとする保有個人情報について、審査請求人の認識に沿った事実への変更を求める主張等はされているものの、訂正請求の対象とされた本件保有個人情報が「事実でない」と判断するに足る具体的な主張やそれを根拠付ける資料の提出はない。

したがって、本件訂正請求は、法第92条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

### 3 結論

上記の理由により、第1記載のとおり判断する。

### 第5 審査会の審査経緯等

|      |       |                          |
|------|-------|--------------------------|
| 令和6年 | 7月23日 | 保有個人情報訂正請求               |
|      | 8月 9日 | 実施機関による保有個人情報の訂正をしない旨の決定 |
|      | 8月23日 | 審査請求                     |
| 令和7年 | 1月22日 | 諮問                       |
|      | 2月17日 | 審査会の審議                   |
|      | 3月24日 | 審査会の審議及び答申               |

岐阜市情報公開・個人情報保護審査会

|    |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|
| 会長 | 土 | 田 | 伸 | 也 |
| 委員 | 池 | 田 | 紀 | 子 |
|    | 井 | 上 | 吉 | 博 |
|    | 岩 | 田 | 尚 | 之 |
|    | 三 | 谷 |   | 晋 |